

第 394 回静岡地方最低賃金審議会
議事要旨

開催日時	令和 6 年 8 月 21 日（水） 10 時 00 分から 10 時 44 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 4 名	定数 5 名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について 2 静岡県最低賃金専門部会の廃止について 3 特定最低賃金専門部会等について 4 その他		
議事要旨	本会議は、 公開・非公開		
<p>1 静岡県最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について</p> <p>異議申出が、労働者側意見として 20 件、使用者側意見として 1 件、合計 21 件あったため、労働局長より異議に対する審議の諮問を行った。</p> <p>異議内容の要旨は、次のとおり。</p> <p>【労働者側異議要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全労連等が実施した調査結果から、改定額は、時間額 1500 円以上とする必要があること ・ 隣県との格差解消できる引上げとすべきこと ・ その他、全国一律の最低賃金制度とすべきこと、非公開となっている議事を公開すること、中小企業支援策について必要であること <p>【使用者側異議要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数年前までは黒字を確保していたものの、近年、最低賃金が急速に上昇したことに伴い、人件費が大幅に上昇し、これが原因で赤字決算となっていること ・ 従業員にとっては、最低賃金上がることも、地元で働きやすい雇用先がある方がいいと思うこと ・ 価格転嫁が思うようにいかないこと ・ 米国の景気もこの先悪くなるので、大不況が訪れると思われること ・ 以上のことから、静岡県だけでも最低賃金を引き上げるのは止めてもらいたいこと <p>当該異議内容について審議を行ったところ、審議の結果、異議申出の内容については実質的に十分審議済みであり、また「新たな事実」を根拠とするものとも認めがたいと判断されることから、全会一致で、「8 月 5 日付け答申どおりとすることが適当」</p>			

との答申がなされた。

これにより、官報公示に手続きに入り、8月30日官報公示、指定日発効として10月1日に効力発効の予定と事務局から説明がなされた。

なお、労働者側代表及び使用者側代表委員発言要旨は次のとおり。

労働者側代表委員発言要旨

労働者側・使用者側から挙がっている異議の内容については、ともに専門部会で十分に審議を尽くしているものであるほか、中小企業支援策については答申に政府に対する付記事項として付けている。

使用者側代表委員発言要旨

労働者側からの異議内容について、物価高騰による生活不安によるものと理解するが、専門部会で十分に審議を尽くしたものである。

使用者側からの異議内容について、経営者の感覚としてはそのとおりだと感じるが、専門部会や審議会での審議において、十分に、真剣に議論しており、新たな事実を根拠としているものではないと思う。そのため、使用者側委員としては是非に及ばずという気持ちだが、答申のとおりとするのが適当と考える。

2 静岡県最低賃金専門部会の廃止について

上記1の答申がなされたことから、静岡県最低賃金専門部会の廃止について、全会一致で、了承された。

3 特定最低賃金専門部会等について

- (1) 事務局から、委員の任命について、8月5日に労使委員の推薦公示を行い、8月19日に推薦受付を締め切ったこと、今後、任命手続きを行う旨説明があった。
- (2) 審議日程について審議され、全会一致で、配付資料3のとおり、本審及び専門部会を開催することとなった。
- (3) 特定最低賃金を審議する本審と第1回専門部会の公開について審議され、「専門部会、本審とも、委員の率直な意見を確保するため非公開が適当」と考えられるので、全会一致で、非公開とすることとなった。
- (4) 特定最低賃金の決議について、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用するか審議され、全会一致で、適用することとなった。
- (5) 発効日について審議され、全会一致で、指定日発効により発効日を統一すること、発効日は令和6年12月21日とすること、を決定した。

4 その他

事務局から、専門部会の開催案内については、専門部会委員任命手続終了次第、各委員へ通知する旨説明があった。